

## 船橋市を含む東京事業エリアの処分期限

### 高濃度PCB廃棄物

- PCB使用変圧器・コンデンサー等 令和4年3月31日
- PCB使用安定器等・汚染物 令和5年3月31日

低濃度(微量)PCB廃棄物 令和9年3月31日

PCB含有電気機器等は、PCB特別措置法で定められた期限までに処理しなければなりません。

# 照明器具のPCB使用安定器に関する調査票

PCB使用安定器はPCB特別措置法で定められた期限までに必ず処理しなければなりません。期限を過ぎて保有している場合、罰則等の対象となりますのでご注意ください。

お問い合わせ  
窓口

## 船橋市 廃棄物指導課 PCB 担当

電話 047-436-3812

FAX 047-436-2448 (回答送付用)

## 記入者情報

問い合わせさせていただくことがありますので、必ず太枠内の情報をご記入ください。

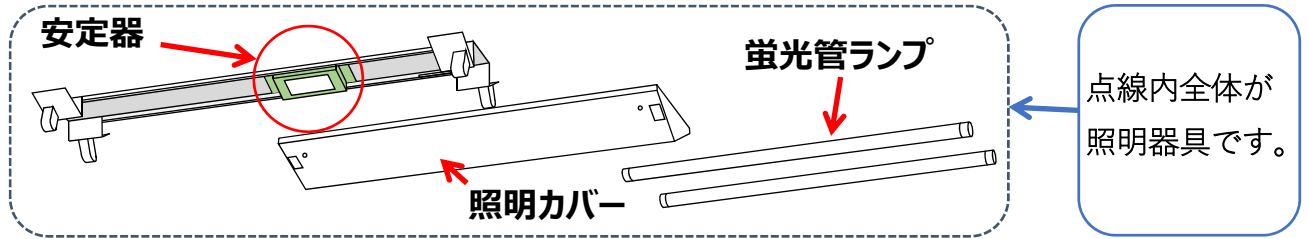
記入年月日	令和 年 月 日 ( )	調査 No
調査対象建物名	(個人の方は記入者氏名欄に記入してください。)	
調査対象建物 所在地		
記入者氏名	記入者連絡先	- -
自由記入欄 (相談した電気事業者、専門の調査会社、建物メンテナンス会社等もあれば、事業者名、所在地、担当者氏名・連絡先を記載してください。)		



使用中の照明設備は感電のおそれがありますので、調査はなるべく電気工事業者や専門の調査会社等 (建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社) にご相談ください。建物の竣工図書、過去に調査した記録等がある場合にはそれをもとに自由記入欄にご記入ください。

## 設問 1 照明器具の交換について

●照明器具とは、蛍光管ランプの他に下図に示すように安定器も含みます。



<p>所有する建物は、昭和 52 年 4 月以降に、<b>全て</b>の照明器具を交換している。 当てはまる回答に○を付けてください。</p>	<p>はい ・ いいえ</p>
---	-----------------

「はい」を選択した方は、設問 2 へ。「いいえ」を選択した方は設問 3 へ。

## 設問 2 照明器具の保管と処分について

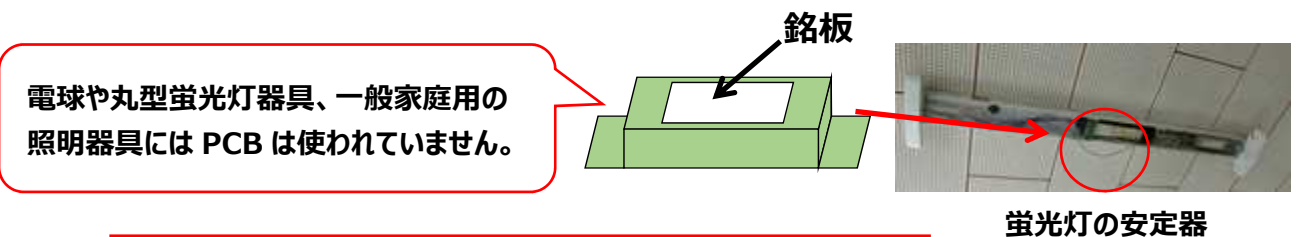
<p>交換し不要となった照明器具を<b>全て</b>処分した。 当てはまる回答に○を付けてください。</p>	<p>はい ・ いいえ (処分せず保管しているものが1つでもあれば「いいえ」に○を付けてください。)</p>
--	--

「はい」を選択した方は、調査終了です。「いいえ」を選択した方は設問 3 へ。

## 設問 3 照明器具安定器の PCB 使用について

●設問 1、設問 2 で「いいえ」と回答した建物には、PCB が使用されている照明器具安定器が設置または保管されているおそれがあります。**別紙「参考資料」をもとに必ず調査を行ってください。**

※船橋市内における PCB 使用安定器の処分期限は令和 5 年(2023 年)3 月 31 日です。処分期限を過ぎて PCB 廃棄物をお持ちの場合は、改善命令・罰則の対象となることがあります。



照明器具のラベルまたは安定器の銘板を確認

<p>PCB 使用照明器具安定器を設置または保管している。 当てはまる回答に○を付けてください。</p>	<p>はい ・ いいえ ・ 不明</p>
--	----------------------

以上で調査は終了です。ご協力誠にありがとうございました。

※調査票は返却できないため、必要に応じて複写をお願いいたします。

設問 3 で「はい」「不明」と回答された場合は、船橋市より連絡・訪問等させていただくことがございます。